

わいせつ行為・ストーカー行為等の禁止

わいせつ行為やストーカー行為は、犯罪です！

- ストーカー行為、盗撮など、相手に、身体の安全や名誉、行動の自由を害する等の不安を与えてはいけません。
- SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等を介して知り合い、わいせつ行為等に至ったケースがあります。ネットでの誹謗中傷や執拗なメールなどもトラブルにつながるため、厳禁です。
- 児童生徒・保護者等とのメールやSNSのやりとりは禁止です。
- ▼仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準では、「児童生徒へのわいせつ行為」は、懲戒免職です！

ハラスメント等の禁止

ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)は、個人の尊厳と人格を不適に侵害し、職員の執務能率や職場秩序に悪影響を与えます。

- セクシャル・ハラスメントの防止
性的な言動に対する受け止め方、不快に感じるかどうかは個人間に差があります。勝手な思い込みや相手の嫌がる言動の繰り返しは禁物です。特に児童生徒へのセクシャル・ハラスメントは、将来にわたり癒しがたい影響を与えるため、絶対にあってはなりません。
- パワー・ハラスメントは、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景にした言動のうち、業務上かつ相当な範囲を超えたものであって、職員の勤務環境を害するものをいいます。管理職だけの問題ではなく、全ての人の問題であることを認識する必要があります。行き過ぎた指導や叱責によって、相手の人格を傷つけ、働く意欲や自信を失わせないように注意しなければなりません。
- ※ハラスメントの相談は、内部相談員(各校ハラスメント相談員)、外部相談員(エル・ソーラ仙台、仙台あさひ法律相談事務所)、服務担当課(人事課、教職員課)で受け付けます。
- ☆よく考えてみてください！
 - ・家族がその場にいても、同じ行為ができますか。
 - ・家族が同じような行為をされても、気になりませんか。
 - ・その行為を上司や同僚、マスコミが知っても大丈夫ですか。

公務外における非違行為の禁止

私生活上の行為でも、市民から不信や誤解を招く行為は、児童生徒や保護者からの信頼を失います。また、そのような行為は、信用失墜行為として懲戒処分の対象となります。

- 「節度ある飲酒」を心掛けること。飲酒による信用失墜行為は許されません。「記憶がない」「覚えていない」では済ませられません。
- 盜撮・痴漢・ストーカー行為等、他人を脅かす又は尊厳や人格を侵害する行為は厳禁です。窃盗や器物破損等、他人の財産を不適に損ねる行為も厳禁です。
- 薬物使用は、違法行為です。絶対に許されません。

懲戒処分の種類と影響

種類	処分の影響等(概要)
免職	原則として退職金全額不支給、教員免許状の失効等
停職	処分日の翌日から給与不支給、昇給なし、ボーナスの一部カット又は不支給
減給	処分日の翌日から給与の1/10減額、昇給なし、ボーナスの一部カット
戒告	規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分、ボーナス、昇給に影響

教員免許状の失効

教員が、懲戒免職の処分を受けた場合、有する教員免許状は失効し、教員免許状は速やかに免許管理者に返納しなければなりません。また、氏名は官報に掲載されます。

懲戒処分の公表

公表する内容は、原則として被処分者の所属区分、職、年齢、処分期間及び事実の概要です。懲戒免職とした場合や、報道等ですでに明らかな場合は、被処分者の氏名も公表されます。

服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地公法第30条)

「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務する職員は、住民に対するサービスを安定的、恒常的なものにするため、法律上強い身分保障を受けています。

全力を挙げて職務に専念する「職務専念義務」は、その職員の地位に基づく責務であり、特に教育公務員は、強い職業倫理が求められています。

地方公務員の服務規律

【職務上の義務】

- ① 服務宣誓の義務 (地公法第31条)
- ② 法令及び上司の職務上の命令に従う義務 (地公法第32条)
- ③ 職務に専念する義務 (地公法第35条)

【身分上の義務】

- ① 信用失墜行為の禁止 (地公法第33条)
- ② 秘密を守る義務 (地公法第34条)
- ③ 争議行為の禁止 (地公法第37条)
- ④ 政治的行為の制限 (地公法第36条)
- ⑤ 営利企業等の制限 (地公法第38条)
 - ・ 営利企業等の役員の兼業の制限
 - ・ 他の事業又は事務への従事の制限
 - ・ 自ら営利企業を営むことの制限

○兼職・兼業には、事前の申請が必要です！

兼職・兼業の許可の対象となるものであっても、事前に教育委員会への申請が必要です。手続きが行われないまま報酬を受け取ることなどは、懲戒処分の対象となることがあります。

(例) 大学の非常勤講師・各種検定・原稿執筆・不動産賃貸等により報酬を得るなど。

▼ 教科書や教材の採択などにかかわり、「特定の企業等に対して便宜を図ったのではないか」と疑念を抱かれるような行為も「信用失墜行為」につながりかねません。十分な注意が必要です。

スクール・コンプライアンス

携帯シート

私は、仙台市の教育公務員として、責任と自覚を持ち、公私にわたり、高い倫理観と豊かな人間性を保持します。そして、本シートを常に携帯し、記載の内容について順守します。

○服務の根本基準

○地方公務員の服務規律

○いじめに対する適切な対応

○体罰・不適切な指導の防止

○わいせつ行為・ストーカー行為等の禁止

○ハラスメント等の禁止

○不適正な事務処理・横領の禁止

○個人情報の適正管理・コンピュータの適正利用

○公務外における非違行為の禁止

○懲戒処分の種類と影響

○飲酒運転・交通法規違反の根絶

○何でも相談できる職場環境づくりを！

仙台市教育委員会
令和5年4月

いじめに対する適切な対応

児童生徒の安全安心を守ることは教職員の責務です。

いじめについては、どこでも起こりうるという認識を持ち、学校全体で未然防止、早期発見に努め、適切かつ迅速に対処することが求められます。

- いじめの兆候を見逃さない感性を身に付けましょう。
- いじめ対応は、報告・連絡・相談を大切にし、常に組織として情報を共有しながら、速やかな対応を心掛けましょう。
- いじめは、被害児童生徒の心に傷(PTSD等)を残す場合があります。心のケアにも、組織的に取り組みましょう。

- サインは出ているのに、いじめの事実に気がつかない「見逃し」
- いじめに気づいているのに、これくらいは…という「見過ごし」
- いじめと認識しているのに、対策を講じない「見送り」
- これでは、安全配慮義務(問題を予見する義務・問題を回避する義務)を果たしていないとは言えません。
- 「いじめ実態把握調査」結果の意図的な書き換えについても、責任が追及されます。

体罰・不適切な指導の防止

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為です。
体罰は、いじめや暴力を助長する行為です。

- 体罰は児童生徒の人間としての尊厳を損なうものです。
- 体罰を受けたことが心の傷として残ったり(PTSD等)、学習への集中力低下を引き起したりします。
- 法令で禁止されているから行ってはならないというだけでなく、児童生徒への影響など、教育上の意味を深く考えましょう。
- 「言葉の暴力」も体罰に相当する重大な問題のある行為です。
- 指導は、適切な児童生徒理解に基づき、「相手の心に響く言葉」で、一人一人の状況に応じて行うものです。
- 「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」を有効活用し、児童生徒一人一人を大切にした指導・実践に繋げていきましょう。

不適正な事務処理・横領の禁止

不適正な事務処理は、児童生徒、保護者、地域、職員等、学校に関係する全ての方々に損害を与える行為です。

- 法令等を遵守し、正確性を期すようにしましょう。
- 事務処理に遅延のないようにしましょう。
- 公金等の取り扱いは規定に沿って確實に行いましょう。
- 公文書の作成は公平・公正に行いましょう。
- 不正はいずれ明らかになります。自分と家族の将来をよく考えましょう。

仕事は誠実に、高いモラルで！

- 計画的な事務処理を心掛け、先を見通した仕事をしましょう。
- 事務処理の先にも児童生徒がいることを意識しましょう。
- 会計事務は執行状況の管理まで複数で確認しましょう。
- 疑義があれば、独断せず、関係部署等に必ず相談しましょう。

個人情報の適正管理・コンピュータの適正利用

個人情報の厳正・慎重な管理が求められています。

- 児童生徒等の個人情報を許可なく学校外に持ち出さないこと。
- 許可を受けて持ち出す場合であっても、厳重に管理すること。
- 個人情報が外部に漏れた場合の影響や被害は深刻です。常に、最悪を想定し、安全第一の行動を取りましょう！

公費整備されたコンピュータは「情報管理指針」に基づき、適正に利用しなければなりません。

- 公務で電子メールを使用する場合は仙台市教育情報ネットワーク用メールアカウントを取得し、使用すること。
- 電子メールで個人情報や機密情報を送信しないこと。
- SNS等には、個人の利用でも、肖像権の侵害、職務・守秘義務違反に抵触する内容は掲載しないこと。

飲酒運転・交通法規違反の根絶

飲酒運転の根絶は全ての市民の願いです。
交通法規を順守しましょう。

◇「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」から
『私たちは、県、市町村、県民等が一体となり、「飲酒運転は犯罪」との意識のもと、「飲酒運転をしない・させない」という強い意志を持ち、飲酒運転の根絶に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。』

飲酒運転追放「3ない運動」

- ① 飲んだら乗らない
- ② 乗るなら飲まない
- ③ 運転する人には飲ませない

飲酒運転は、教職員の信頼を著しく損ねる行為であり、重い懲戒処分が下されます。

- 気持ちの緩み、過信、甘い考えは厳禁です。
- アルコールは飲酒後の相当時間、体内に残留します。
- 運転者以外も注意が必要です。
- 運転代行利用後の自宅での駐車場入庫も飲酒運転です。

交通事故の防止

交通事故を防止するポイント

- 思いやり運転
- 危険予知運転
- 防衛運転

交通事故は、被害者に大きな損害を与え、職員本人の生活も崩壊させかねません。また、公務員全体の信頼も損なわれます。

冬道の安全運転「1・2・3運動」

- ① 1割のスピードダウン
- ② 2倍の車間距離
- ③ 3分早めの出発

冬期間は積雪や路面凍結により交通事故が多発します。安全運転を心掛けましょう。

交通事故を起こしたら

- ① 救護(救急)措置
- ② 警察への通報
- ③ 校長への報告
- ④ 保険会社へ連絡等
- ⑤ 加害、被害、損害の軽重に関わらず、事故現場から離れずに、警察への通報を行うことが、更なるトラブルの防止につながります。

懲戒処分が給与にもたらす具体的な影響



例えば、勤続13年の35歳の教諭が飲酒運転で事故を起こし、その年の10月1日付けで懲戒免職処分を受けると、生涯賃金で、定年まで働いた場合と比較し、

- 給与・期末勤勉手当で、約2億140万円の損失
- 退職金で、約2,200万円の損失

計 約2億2,340万円の損失

となります。当然、年金にも影響が出てきます。

重大な非違行為があった場合、刑事上の処分や行政上の処分以外にも、さまざまな影響が考えられます。

何でも相談できる職場環境づくりを！

職場の雰囲気は校長・教頭だけでなく、みんなでつくるものです。

- 管理職としてのリーダーシップ、ミドルリーダーとしての役割など、一人一人が職場のコミュニケーションを図るためにできることを考え、良好な人間関係づくりに努めることが大切です。

- ★ いじめ対応、学級経営、保護者対応など、様々な学校課題の解決に向けた助言、指導も行っています。

「教職員相談支援室」(教育センター内)
(電話) 090-6853-9917・9918 (メール) i-soudan@southern-c.ed.jp